

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(輸出免税)

第五条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含むものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石油ガス税法施行令第五条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に石油ガスの充てん者(石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん者をいう。)が輸出する目的でその石油ガスの充てん場(石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する石油ガスの充てん場をいう。)から移出する課税石油ガス(石油ガス税法施行令第一条第一項に規定する課税石油ガスをいう。)に係る石油ガス税法施行令第五条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

(輸出免税)

第五条 同上

2 同上